

豊 廃 発 第 1 5 6 3 号
令 和 4 年 3 月 2 4 日

環境大臣 山口 壯 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物
処理事業の継続及び処理対象物について（回答）

令和3年9月22日付け環循施発第2109221号にて、当市に検討の要請のありましたことについて、下記に示す条件の承諾を前提に受入れます。

記

1 豊田事業所における処理期限について

- ・豊田事業所で受入れたPCB廃棄物の処理は、令和5年度末までに終わること。
- ・施設解体時に発生するPCB廃棄物の処理は、令和7年度末までに終わること。

2 PCBの適正な処理について

- ・国は、豊田事業所が行う施設の点検や更新等の施設の老朽化対策の取組について指導監督を行うとともに、必要な財政支援を行い、安全かつ確実な処理を継続できるようにすること。
- ・豊田事業所での受入終了後となる令和6年度以降の処理方針を早急に決めること。
- ・豊田事業所で処理できない処理中や解体時に発生する高濃度PCB廃棄物の処理先は、国の責任で確保すること。
- ・今後のPCB処理にあたっては、PCB特別措置法との不整合が生じないように、必要な措置を講じること。

3 施設の解体について

- ・解体は、安全を第一に作業を行いつつも、早期の解体完了に最大限取り組むこと。
- ・解体中、施設撤去後のモニタリングを適切に行い、情報を開示すること。
- ・施設の解体では、地元業者の活用に努めること。

4 その他

- ・施設の解体撤去が完了するまで、立地自治体としての豊田市の負担を軽減すること。
- ・地域の活性化に寄与するよう配慮すること。